

会議等報告書

会議等の名称	令和6年度第1回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会
主催	高齢福祉課
日時	令和6年7月29日(月) 午後1時30分～午後3時00分
場所	安城市役所本庁舎3階災害対策本部
傍聴人	6名
内容	別添会議資料のとおり

1 福祉部長あいさつ(要旨)

本日はお忙しい中また大変暑い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本市における高齢化の推移は、現役世代の減少が顕著になる2040年には高齢化率は28.2%となる見込みです。

このような情勢の中、健康で生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現をめざし、本年3月「あんジョイプラン10」の策定をさせていただきました。今後は医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、地域住民主体の支えあい活動を一緒に取り組む「安城市版地域包括ケアシステム」を推進していきます。そのため、高齢者等が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができよう支援し、また住み慣れた地域や自宅でその人らしい生活を送ることができるよう介護保険サービスの安定と充実を図ります。

今回ご出席いただいた皆様方におかれましては、あんジョイプランの推進及び地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営と地域包括ケアシステムの構築・推進につきまして、それぞれの立場からご意見をいただき、本市における高齢者施策の一層の推進について、ご協力賜りますようお願いいたします。

2 辞令交付・委員紹介
(典礼)

辞令交付については時間の都合上、机上に用意させていただいた旨を説明。
(福祉部次長)

(名簿に沿って一人ずつ読み上げて紹介)

3 会長選出

(典礼)

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則第3条第2項の規定により、委員の皆様の互選で定めることとなっている。どなたか、ご意見はございませんか。

(A委員)

神谷委員を推薦

—意見なし—

(典礼)

他に発言がないので運営協議会会長は神谷明文委員にお願いします。

4 会長あいさつ

(会長)

会長に指名いただいた安城市社会福祉協議会会長の神谷です。ご選任いただきまして身に余る光栄であり、責任の重さを感じます。今回は3年任期でこれから3年間このメンバーで介護保険事業についてやっていきます。あんジョイプランは、高齢者福祉計画であり、介護保険に関する話を今日は皆様からそれぞれの立場、視点からご意見をいただき有意義な会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

5 副会長指名

(典礼)

介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則第3条第2項により、副会長は、会長の指名により定めることとなっている。副会長のご指名を神谷会長お願いいたします。

(会長)

前年度あんジョイプラン10の策定委員会副会長を務めておられた岡本委員にお願いしたいと思います。

6 議題

(1) あんジョイプラン9の総括について(報告) 資料P8～58

(介護保険係)

(説明要旨)

8ページの資料1-①「あんジョイプラン9進捗状況報告書」をご覧ください。あんジョイプラン9は「第8次安城市高齢者福祉計画と第8期安城市介護保険事業計画」の総称です。計画期間は、令和3年度～令和5年度までの3か年になります。9ページはあんジョイプラン9の計画の体系です。3つの基本目標があり、その下に15の施策、92の個別事業があります。次に10ページです。あんジョイプラン9の計画 遂行のため4つの施策を重点施策として、設定されています。

- ①安城市版地域包括ケアシステムの推進、
- ②多様な介護予防・日常生活支援の推進、
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、
- ④認知症高齢者等に対する支援

の4つです。

数値目標一覧表についてご説明させていただきます。11ページ資料1-②をご覧ください。事業別計画において先ほど申し上げました3つの基本目標ごとの評価をしています。右端が計画目標、その計画目標に対し、令和3年度、令和4年度、そして最終年度の令和5年度の達成率を記載しています。

基本目標の1つ目、介護予防・生活支援施策の推進です。左端事業番号が1から始まるもの31事業のうち19事業が該当します。令和5年度は、達成率100%を超える事業が9事業となっています。令和4年度の目標達成事業数が、8事業でしたので、1事業が新たに目標を達成しています。「1-1-5 自立支援サポート会議での検討ケース数」「1-5-1 地域ケア個別会議(困難ケース解決型)の開催回数」が伸びていませんが、「検討ケース」「困難ケース」の相談が少なくなっているためです。

基本目標の2つ目、地域における支えあいと社会参加の推進です。左端事業番号が2から始まるもの47事業のうち38事業が該当します。38ある個別事業の内20事業において目標値を達成しています。令和4年度の目標達成事業数が、18事業でしたので、2事業が新たに目標を達成しています。「2-3-10 グラ

ウンド・ゴルフ協会会員数」が伸びていない状況です。グラウンド・ゴルフ協会会員数については、趣味の多用化により、入会人数が減っていると考えられます。

基本目標の3つ目、介護保険サービスの安定と充実です。左端事業番号が3から始まるものが該当します14事業のうち7事業が該当します。7ある事業の内1事業において目標を達成しています。令和4年度の目標達成事業数が、2事業でしたので、目標を達成件数が1つ減っています。令和3・4年度は、「3-2-介護サービス相談員派遣事業」についてほとんどできませんでしたが、令和5年度は、徐々に事業を進められており、令和6年度は、計画どおり進められています。すべての事業につきましては12ページから50ページまでの資料1-③をご覧くださいと思います。

また、今年度の令和6年度から令和8年度までは、あんジョイプラン10となります。あんジョイプラン10においても基本目標や重点施策、個別事業を設けております。あんジョイプラン10の52ページから79ページに個別事業の一覧を掲載しており、目標値のない事業は、文章にて進捗状況を報告いたしますし、目標値のある事業は、目標達成に向けて事業を進めています。来年度の報告からは、こちらの事業の進捗を報告しますので、よろしく申し上げます。

続きまして、介護保険計画についてです。51ページの資料1-④をご覧ください。介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類ごとに見込み量等を定め、介護保険事業費を見込み、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

(1) 高齢者人口は、ほぼ推計通り伸びています。本市において、令和2年度に高齢化率が21%を超え、超高齢社会となり 毎年度微増しています。52ページの(2) 施設・居住系のサービス利用者数についてですが、利用者数が、新型コロナウイルス感染症の影響で減っていた令和4年度に比べて、令和5年度の利用者数は、回復傾向にあります。53ページの(3) 介護給付及び予防給付に係る居宅サービス量について令和4年度の実績と令和5年度の実績を比較すると、ほとんどのサービスが100%を超えています。訪問リハビリテーション、住宅改修が減っています。訪問看護、短期入所療養介護が伸びており、医療系のサービスのほうが伸びています。56ページの(4) 給付費等につきましては、令和3年度と令和4年度を比較すると給付費については減少していましたが、令和5年度については、給付費が増えています。ただし、計画値に対し総給付費は

94.09%、標準給付費は94.18%、地域支援事業費86%という実績となりました。介護保険事業計画の説明は以上となります。

次に施設整備についてです。57ページの資料1-⑤をご覧ください。施設整備計画により令和5年度に整備された施設は、3施設あります。特別養護老人ホーム鎌倉街道東山という施設が東山中学校区に120人定員、令和6年4月に開設しました。また、認知症対応型共同生活介護として、グループホーム百々安城という施設が令和6年4月に開設しました。さらに、看護小規模多機能居宅介護施設として、看護小規模多機能型居宅介護安あん堀内が令和6年4月に開設しました。なお、令和6年度から8年度については、あんジョイプラン10において施設整備の予定はありません。

以上であんジョイプラン9の進捗状況の説明を終わります

【議題（1） 質疑応答】

なし

（2）令和5年度介護保険事業特別会計決算状況（案）について 当日配布資料（介護保険係長）

当日のみ説明

【議題（2） 質疑応答】

（会長）

審査会開催数とメンバーはどのようになっているのか。

（介護審査係長）

開催数については火曜日から金曜日で週5回、メンバーについては医師、歯科医師、介護福祉士等、薬剤師、保健師などです。

（会長）

毎日やるか1日2部制か。それだけ必要なのですね。

（3）介護予防支援事業所の指定について（報告）資料P59

（介護保険係）

令和6年4月1日の介護保険法改正で指定居宅介護支援事業者が市から追加の

指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。本市も申請受付・指定を行うため、附属機関で意見を伺う必要があります。しかしそのための附属機関がないため、今年度の9月議会において安城市附属機関設置に関する条例の改正を予定しています。現在安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会という名称で行っている委員会について名称を変更し、意見をうかがう場にしたいと考えています。また今年度新規に指定された指定介護支援事業所については地域包括支援センターと連携を行っていく必要があることから安城市介護保険地域包括支援センター運営協議会においても報告をし、今年度条例改正を含め新たな指定していくサービスが増えるということをご報告します。

【議題（3）質疑応答】

（会長）

地域包括支援センターの負担を軽減する目的ですか。

（地域支援係長）

そうです。居宅支援事業所が指定を受けることにより、地域包括支援センターでしかやれなかった業務ができるようになります。

（4）令和5年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況（案）について（報告） 資料P60～61

（地域支援係長）

資料4①について、8つの地域包括支援センターの実績ですが、数字だけで仕事のすべてを評価できるわけではありません。各包括支援センターが抱える地域の取組は数値だけではあらわれないことにご注意ください。

地域包括支援センターに対して愛知県が令和5年度までに達成として掲げる数値はすでに令和5年度末で達成しており、件数の多い少ないだけでなく、事業評価の内容と併せて考えていただきたいです。相談件数は前年度と比較して8000件強増加し、介護予防支援に対する需要の高まりと取り組みの重要性を示す結果となりました。高齢化の進展もあり、全体的に相談件数は伸びています。あんのん館、さとまちが高い数値となっており、可能性として軽度の支援が必要な高齢者が増えてきたと推察されます。

2相談方法については資料通りです。

3実績について、虐待は前年と一緒だが、成年後見事例が前年より2倍以上になっており、少子高齢化や親族関係の薄さが推察されます。

4会議について、件数は減数傾向となりました。今までの事例が積み上がり、地域包括ケアシステムが機能し、会議を開かなくても支援を提供できるようになったと推察されます。

5介護支援専門員への支援について、件数は減少し、各包括とケアマネの連携が出来上がってきており、助言・指導件数が減っているのではと推察されます。

6在宅医療について件数は同じだが、更生病院から出向していた看護師がいなくなるため、6年度は職員の資質向上を図る必要があります。

7生活支援コーディネーターとの連携については包括とコーディネーターが連携できています。

8認知症チーム依頼については15%増となっており、初期集中と包括と連携して介護予防活動に力をそそいでいきます。

9介護予防ケアマネジメントについて、予防プランの件数は横ばいです。

11その他で、町内福祉委員会などへの参加件数は前年度より1.2倍になり、研修会参加件数は横ばいです。

全体として高齢化の進展にともない、数字には表れていない部分も各包括が工夫し、日々全力で取り組んでくれています。

(資料4②決算状況について、資料を使って地域包括支援センターの説明)

主に人件費と事務費で運営されています。松井とあんのん館については、3職種の一部で欠員期間があり、返還が生じました。さとまちはプラン収支が黒字となりました。

【議題(4) 質疑応答】

(B委員)

余った予算は来年度や足りない包括に回すということか。

(地域支援係長)

年度で完結するものなので、清算して戻してもらい、来年度は新たに契約を結びます。

(B委員)

余ったお金を中部や更生に回すことにはならないのか。余ったら余ったままでは

発展性がなく、余った理由をちゃんと聞く会議にしてほしいと思います。人が休んだために予算が余ったのなら、そのお金で人員を補充するべきではないか。補充する必要はなかったから人件費が余ったのか、必要はあったが補充できなかったのか。補充できなかったのであれば、支援を受けるべき人が受けられず、サービスの低下が考えられるのではないか。

(地域支援係長)

補充できず、3人で行う仕事を2人で行うなどで対応しています。

(B委員)

3人でやることは3人でやってもらわないといけない。この状況だと無償で働いている人もいるのではないか。事情があるにしろ、現場は多忙だと思うので、先を見越した人材の確保を高齢福祉課でやる必要があるのではないか。来年度以降も同じことになる可能性があるのではないか。

(介護保険係長)

予算の清算に関して説明

(B委員)

お金が余るには理由があるのだから、なるべく少なくなるよう来年度はこうしていきたいというのが聞ける会議にしていきたいと思います。

(会長)

サービスの低下が懸念されると思います。

(地域支援係長)

サービスの低下はないと思っています。

(1) 介護予防支援業務の一部委託について (承認) 資料P 6 2

(地域支援係長)

地域包括支援センターがケアプラン作成等を居宅介護支援事業所に委託する場合、事業所の選定が必要であり、選定についてはこの会議で承認が必要となります。令和6年2月から5月末までに新たに委託した事業所名と件数を載せているので、承認をお願いしたい。

(会長)

事業所へ業務委託について、委託先に問題ないかどうかは市役所が把握しているかと思っています。皆さん問題なければ、賛成でよいのでは。

(B委員)

現在は包括が親身になってケアプランを立ててくれ、町内の皆さんも喜んでいます。包括を増やすのではなく、委託するということがお金の問題なのか。また情報の共有はどうなっているのか。

(地域支援係長)

包括の負担が大きく、包括が立てるケアプランも委託先が出すケアプランもどちらも質が高いものであり、情報も共有されます。

【議題(5) 質疑応答】

(A委員)

資料5の62ページについて、契約事業所数が26事業所となっているが、トータルは83になっている。この差は何か。

(C委員)

重複しているのではないか。

(地域支援係長)

実件数とのべ件数の違いです。

(介護保険係長)

(資料3の59ページについて補足説明)

(会長)

承認ということによろしいでしょうか。

—異議なしのため承認—

7 顧問講評

介護保険事業、介護保険事業者として数字の根拠を示しながらマネジメントしていくことが重要だと言われているのではないか。

資料2について要支援2の数字が伸びてきているが、この方たちを要介護にもっていくのか、要支援を維持できるのか、こういう数字の見方が必要になると考えられます。資料2の介護給付費についてこれから精査していかねばならない。このまま増え続けていいのか。財源の割合は固定しているとなると、保険料の負担額が増えることとなりますが、そのあたりもマネジメントしていく必

要があります。

資料1-②について、達成率が高いところもあれば低いところもあり、精査する必要があり、またこの場で根拠の説明が必要なのではないかと感じました。

数字は大切であり、これからの介護保険事業者として、数字を根拠にマネジメントの在り方を考える必要があると思います。

8 その他（次回の予定など）

（事務局）

次回の開催予定：令和7年3月25日（火）午後1時30分

安城市役所さくら庁舎2階第36会議室